

特約事項（その他）

（1月の単位の期間）

第1条 物品賃貸借契約約款（以下「約款」という。）第1条に次の1項を加える。

「3 賃貸借期間における1月の単位（以下「1月の単位」という。）は14日から翌月13日までとする。」

（賃料の支払い）

第2条 約款第11条第1項中「賃借人が使用した日の属する月の翌月以降」とあるのは「賃借人が使用した1月の単位の期間が経過した日以降」と読み替えて、この規定を準用する。

（1月に満たない期間の賃借料）

第3条 約款第11条第2項中「月の初日から末日まで」とあるのは「1月の単位の期間における初日から末日まで」と読み替えて、この規定を準用する